随意契約結果及び契約の内容

工　事　の　名　称	萩原地区災害緊急復旧その６工事
工　事　概　要	本件は被災した堤防の応急復旧として今後予想される降雨等の自然現象より堤体の保護をおこなうものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局　八代河川国道事務所長 星尾　日明 熊本県八代市萩原町１丁目７０８－２
契　約　年　月　日	令和　８年　７月２９日
契　約　業　者　名	（有）増田土木
契　約　業　者　の　住　所	熊本県八代市鏡町両出１０４５－３
契　約　金　額	６，１０５，０００円（税込み）
予　定　価　格	６，１４９，０００円（税込み）
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
工　事　場　所	熊本県八代市萩原町一丁目地先
工　事　種　別	維持修繕工事
工　期　（自）	令和　８年　７月２９日
工　期　（至）	令和　８年　８月　７日
備　考	

随　意　契　約　理　由　書

１．件　　名　：萩原地区災害緊急復旧その6 工事

２．履　行　場　所　：熊本県八代市萩原町一丁目地先

３．随意契約の相手方：名称　(有)増田土木
住所　熊本県八代市鏡町両出 1045-3
電話　0965-52-7648

４．随意契約適用法令：会計法第2 9 条の3 第4 項及び
予算決算及び会計令1 0 2 条の4 第3 号

５．当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

１）当該業務の目的

本件は、令和７年７月 28 日発生地震より被災した球磨川右岸6ｋ２００～6ｋ４５０付近堤防の緊急復旧を行うものである。

２）当該業務の内容

本件は被災した堤防の応急復旧として今後予想される降雨等の自然現象より堤体の保護をおこなうものである。

３）随意契約に付する理由

本件は地震により被災した堤防を、今後予測される降雨等の自然現象より保護するために緊急に実施することが不可欠である。

（有）増田土木は、このような異常事態に緊急に対応をおこなう目的で緊急対応に必要な組織及び建設機械並びに資材、労力の確保及び動員に関する「災害時等応急対策工事及び洪水時等河川巡視に関する基本協定」を締結しており、本件の履行にあたって知識、経験、技術力を十分有しているものと判断できる。

以上のことから本件を円滑に遂行するためには（有）増田土木が唯一の契約相手と判断するものである。

このため本件は、会計法第2 9 条の3 第4 項及び予算決算及び会計令 102 条の４第３号により、（有）増田土木と随意契約を締結するものである。

（随意契約理由書作成者）
八代河川国道事務所　工務第一課長